

第 4 3 回

三重県屋外広告物審議会
議 案 書

日時：平成 29 年 9 月 19 日(火)午後 2 時から午後 4 時まで

場所：合同ビル 301 会議室

第43回三重県屋外広告物審議会

審議事項

番号	事項
1	屋外広告物の安全対策の充実について
2	案内図板等への広告物掲出にかかる規制の弾力化について
3	都市緑地法等の一部改正に伴う禁止地域の追加について
4	講習会手数料の見直しについて
5	三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更（一般国道306号：鈴鹿市）
6	三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更（一般国道167号：志摩市）
7	三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更（一般国道260号：志摩市）

第1号議案

屋外広告物の安全対策の充実について

屋外広告物の適正な管理及び安全対策を一層充実するため、国において、平成28年11月18日付け（4月28日付け一部修正）で改正された「屋外広告物条例ガイドライン（案）」を受けて、三重県屋外広告物条例及び同施行規則を本年度中に改正します。

条例改正案の概要は、前回の審議会における意見を踏まえ、以下のとおりです。

1 改正案の概要

(1) 点検義務及び報告義務の対象とする屋外広告物の範囲

- ①点検義務の対象：すべての広告物（貼り紙、立看板などの簡易な広告物を除く）
- ②報告義務の対象：許可を要するもののうち表示面積1㎡以上の広告物（建築基準法第12条に基づく定期報告を行った建築物に付属する広告物を除く）

(2) 点検者の資格要件

- ①屋外広告士 ②日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者
- ③建築士（1級、2級、木造） ④電気工事士（第1種、第2種）
- ⑤電気主任技術者（第1種、第2種、第3種） ⑥職業訓練指導員（広告美術科、帆布製品科）
- ⑦技能検定合格者（広告美術仕上げ、帆布製品製造） ⑧特定建築物調査員
- ⑨その他知事が同等以上の知識を有する者と認定した者

(3) 点検項目及び点検方法

- ①点検項目：平成28年度に見直した現状の点検項目
 - ア) 基礎及び取付（支持）部分の変形、腐食、亀裂等 イ) 主要部材の変形、腐食、劣化等
 - ウ) ボルト、ビス等のさび、緩み、脱落等 エ) 表示面の汚染、変色又は剥離
 - オ) 表示面の破損 カ) 照明又はネオン設備等の異常 キ) その他必要な点検箇所
- ②点検方法

- (ア) 許可を要する広告物（1㎡以上かつ高さ4m超）：目視点検（有資格者による）
- (イ) (ア) 以外の広告物：目視点検（資格を問わない）

(4) 点検の実施時期

- ①許可を要する広告物：許可時および許可の更新時に点検
- ②許可を要しない広告物：設置後3年以内毎に点検

(5) 管理者の資格要件

許可を要する広告物（1㎡以上かつ高さ4m超）については、点検者の資格要件と同様の有資格者による管理。

2 今後のスケジュール

- ・10月 パブリックコメント ・12月 審議会に最終案の提示 ・2月定例会会議に上程
- ・平成30年10月1日施行予定

第2号議案

案内図板等への広告物掲出にかかる規制の弾力化について

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月策定）に基づき、多言語表示に対応した観光案内図板等の設置及び広告料収入を活用した当該施設等の設置又は管理を促進するため、国において平成29年3月23日付で改正された「屋外広告物条例ガイドライン（案）」を受けて、三重県屋外広告物条例及び同施行規則を本年度中に改正します。

1 改正ガイドライン（案）の概要

案内図板、公共掲示板等（デジタルサイネージ※を含む）、公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、知事の許可を受けた場合に限り、禁止地域に表示することができる旨の規定を追加。

2 設置基準（案）

（1）設置主体：国、地方公共団体

（2）設置基準（案）

①共通

ア) 公益上必要な施設又は物件である案内図板、公共掲示板等（デジタルサイネージを含む）に表示するもの。

イ) 広告料収入を設置又は管理に要する費用に充てるもの

ウ) 良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

エ) 高さ2m以下、表示可能面積3平方メートル以下

②個別基準

ア) 案内図板等に表示する場合

- ・一般広告物の大きさは、表示可能面積の五分の一以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること

イ) 公共デジタルサイネージ等の映像中等に一般広告物を表示する場合

- ・一般広告物の映像中等の映像の長さ（尺）は三分の一以下であること

※設置基準（案）をもとに県、市町及び関係団体からの意見聴取を実施済。

3 今後のスケジュール

- ・12月 審議会に最終案の提示
- ・2月定例月会議に上程
- ・平成30年4月1日施行予定

※デジタルサイネージとは、屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムを総称して呼びます。

第3号議案

都市緑地法等の一部改正に伴う禁止地域の追加について

都市における緑地の保全及び緑化を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資するため、農業と調和した良好な住環境を保護する「田園住居地域制度」を創設する等、都市緑地法と都市計画法及び屋外広告物法を含む関連法令が、平成29年5月12日に公布されました。

今回の改正を受けて、禁止地域等に、「田園住居地域」を追加するため、三重県屋外広告物条例を本年度中に改正します。

1 屋外広告物法等の一部改正の概要

(1) 都市計画法における用途地域の追加

都市計画法では、都市における計画的な土地利用を進めるため、第1種低層住居専用地域など12種類の用途地域を設け、それぞれ建てられる建物の種類や規模を定めています。

平成28年5月に閣議決定された「都市農業振興基本計画」で、都市の農地の扱いが、従来の「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」に大きく転換されたことに伴い、農地を都市計画に本格的に位置づける必要があるとの判断から、都市計画法が一部改正され、都市の農地と調和した低層住宅の環境を保護するための地域として「田園住居地域」が新たに追加されました。この地域では、貴重な都市部の農地を保全するため、一定面積以上の開発が制限されます。

(2) 屋外広告物法における禁止地域の追加

都市計画法の改正を受けて、屋外広告物法の一部改正が平成29年5月12日（平成30年4月1日施行）に公布され、禁止地域に「田園住居地域」が追加されました。

2 条例改正案の概要

屋外広告物条例では、都市計画法で定める用途地域のうち、良好な住環境を守るための地域である第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域等を禁止地域に指定しています。

今回の法改正により追加された「田園住居地域」は都市の農地と調和した低層住宅の環境を保護するための地域であり、良好な住環境を守っていく必要があることから禁止地域に追加します。

3 今後のスケジュール

- ・12月 審議会に最終案の提示
- ・2月定例会に上程
- ・平成30年4月1日施行予定

第4号議案

講習会手数料の見直しについて

本県では、第二次三重県行政改革取組において「機動的な財政運営の確保」に向けた取組を進めており、平成28年9月に「三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）」（平成29年6月確定）を策定しました。この取組のうち、歳入確保策の一つとして、手数料の見直しを進めています。

講習会は、三重県屋外広告物条例第25条の規定により、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とし、昭和49年から実施していますが、手数料は変更していません。

また、近隣府県の状況を調査したところ、全ての団体が本県と比較して高い手数料単価を設定しています。

このような状況を踏まえて、現行の手数料を見直し、三重県屋外広告物条例を本年度中に改正します。

1 近隣府県の状況

6,000円	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
4,000円	愛知県
3,900円	静岡県
3,000円	岐阜県
2,000円	三重県

2 改正案

6,000円

（法令に関する事項 2,000円、表示に関する事項 2,000円、施工に関する事項 2,000円）

<理由>

社会経済情勢の変化、近隣府県との比較、受益者負担の適正化による。

3 今後のスケジュール

・12月 審議会に最終案の提示 ・2月定例会に上程 ・平成30年4月1日施行予定

第5号議案

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、禁止地域として指定された路線について、区間及び区域の変更を行います。

1 路線名及び区間

【変更前】

- (1) 路線名 一般国道 306 号（鈴鹿市）
- (2) 区 間 鈴鹿市伊船町字畑ヶ田 1619 番地から同市長沢町地内の県道神戸長沢線との交差点まで

【変更後】

- (1) 路線名 一般国道 306 号（鈴鹿市）
- (2) 区 間 鈴鹿市伊船町地内の市道三畑長沢線及び市道長沢 264 号との交差点から同市追分町地内の市道長沢 269 号との交差点及び市道長沢 177 号との交差点まで

2 施行日

この告示は、一般国道 306 号の鈴鹿市長沢町地内の県道神戸長沢線との交差点から同市追分町地内市道長沢 269 号との交差点及び市道長沢 177 号との交差点までの区間の供用開始の告示の日から施行する。

ただし、この告示の施行の際に、現に同区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、この告示の施行の日から3年間は適用しない。

3 変更理由

既に禁止路線として指定されている一般国道 306 号の延線開通のため。

「三重県屋外広告物条例」抜粋

（禁止地域等）

第三条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一～四 略

五 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）で知事が指定する区間並びに鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）で知事が指定する区間

六 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

七～ 略

第6号議案

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、禁止地域として指定された路線について、区間及び区域の変更を行います。

1 路線名及び区間

【変更前】

- (1) 路線名 一般国道167号（志摩市）
- (2) 区 間 志摩市磯部町穴川土橋1162-88番地先から同市磯部町恵利原井口地内の県道伊勢磯部線との分岐点までのバイパス

【変更後】

- (1) 路線名 一般国道167号（志摩市）
- (2) 区 間 志摩市阿児町鶉方地内の市道神杣線との交差点から同市磯部町恵利原井口地内の県道伊勢磯部線との分岐点までのバイパス

2 施行日

この告示は、一般国道167号の志摩市阿児町鶉方地内から志摩市磯部町地内までの区間の供用開始の告示の日から施行する。

3 変更理由

既に禁止路線と指定されている一般国道167号の延線開通のため。

第7号議案

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、禁止地域として指定された路線について、区間及び区域の変更を行います。

1 路線名及び区間

【変更前】

- (1) 路線名 一般国道167号（志摩市）
- (2) 区間 志摩市阿児町鶉方地内の県道鳥羽阿児線との交差点から同市阿児町鶉方地内の一般国道260号との交差点までのバイパス

【変更後】

- (1) 路線名 一般国道260号（志摩市）
- (2) 区間 志摩市阿児町鶉方地内の赤松ヶ谷交差点から同市阿児町鶉方地内の市道神杣線との交差点まで

2 施行日

この告示は、一般国道167号の志摩市阿児町鶉方地内から志摩市磯部町地内までの区間の供用開始の告示の日から施行する。

3 変更理由

- ・一般国道167号の延線開通に伴う一般国道167号及び一般国道260号の道路区間の変更のため。